

第33回岩泉町農業委員会総会会議録

令和2年3月24日

岩泉町農業委員会

第33回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和2年3月24日 午前10時00分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

- 議 事
- 1、開 会
 - 2、挨 拶
 - 3、議事録署名委員指名
 - 4、会議書記の指名
 - 5、議 事
 - 議案第1号 農地法の適用外証明願いについて
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 農用地利用集積計画に係る意見決定について
 - 議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見決定について
 - 議案第7号 令和2年度農作業労働賃金標準額の設定について
 - 報告第1号 農業委員会事務局職員の任免について
 - 6、そ の 他
 - 7、閉 会

出席委員（6名）

1番 早川ケン子 委員
3番 工藤 幸雄 委員
6番 佐藤 安美 委員

2番 三田地泰正 委員
4番 武田 健 委員
7番 合砂 哲夫 委員

欠席委員（なし）

出席した農地利用最適化推進委員（2名）

小野寺則利 委員

立花 春男 委員

出席した職員

局 長 佐々木修二
副 主 幹 菊地 利明

局長補佐 佐々木忠明

◎開 会

(午前 9 時57分)

佐々木事務局長 ただいまから第33回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は、輪番によりまして、3番、工藤委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長 ありがとうございます。

◎挨拶

佐々木事務局長 それでは、合砂会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。第33回の農業委員会総会ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。

今世の中はコロナウイルスということで、毎日ニュース等ではご案内のとおりでございます。オリンピックもどくなるのか心配なわけですが、それに伴いまして農産物にもかなりの影響が出てきておるようでございます。経済的にこれからいろいろ心配される中でございますが、これも一つの災害と云っていいのではないかなと思っておりますが、今後どのように進むのかちょっと見通しが立たない状態でございますが、いろいろと注意しながら物事を進めていっていただきたいなと思っております。

また、今日は案件多数あるわけでございますが、一つ皆さん方から忌憚のないご意見を出していただきまして、審議してまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

佐々木事務局長 ありがとうございます。

本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長となり、議事進行することとなっておりますので、以降の進行につきましては合砂会長によりお願ひいたします。

◎会議成立宣言

議 長 それでは、本日の欠席届のあった委員はございません。ただいまの出席委員は6名です。定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

それでは、第33回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

議案はお手元に配付したとおりであります。

◎議事録署名委員指名

議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員に1番、早川委員、2番、三田地委員を指名いたします。

◎会議書記指名

議 長 次に、会議書記の指名を行います。

本総会の会議書記に菊地副主幹を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号は、農地法の適用外証明願いについてであります。提案しております適用外証明願いは、申請者の相続以前より宅地化しているもの1件でございます。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 菊地副主幹。

菊地副主幹 それでは、ご説明いたします。

1ページをお開き願います。議案第1号 農地法の適用外証明願いについて。下

記土地の証明願いがあったので、審議を求める。令和2年3月24日提出、岩泉町農業委員会長、合砂哲夫。

審議番号1、願出人の住所、氏名、※※※※※※※※※※※※※※、※※※。土地の表示、所在地番、※※※※※※※※※※※※※※、台帳地目は畑、現況地目は宅地です。面積は※※㎡です。農地以外に供された時期ですが、昭和53年に当該農地に居宅及び物置を新築し、住宅用地として使用して宅地化し、現在に至ったものです。現在まで手続を怠っていた事情ですが、相続を受けてから地目が畑であることを知り、農地法上の手続が必要であるとの認識がなかったことによるものです。

次に、2ページをお開きください。審議番号1の現地確認書となります。現地確認は3月9日に農業委員の武田健委員と農地利用最適化推進委員の竹花和彦推進委員にお願いして実施しており、5の確認者の意見につきましては、適用外は相当であるのご意見を頂戴しております。

意見決定の理由といたしましては、現況は宅地であり、農地として復元するには困難と思われるということによるものです。

3ページに位置図、4ページには現地写真をそれぞれ添付しております。

以上で議案第1号についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、委員の皆様申し上げます。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をよろしくお願いたします。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 農地法の適用外証明願いについては原案のとおり決定いたしました。

◎議案第2号

第7号につきましては、地域の農業者であり、地域と協力して効率的に営農することとしているため、問題ありません。

よって、農地法第3条第2項に定める禁止事項に全て該当しないため、許可できる内容となっております。

7ページには現況図を添付しております。

現地確認は3月9日に佐藤安美農業委員と農地利用最適化推進委員の佐藤幸二推進委員にお願いして実施しており、両者からは申請内容、営農計画は問題ないとのご意見を頂戴しております。

以上で議案第2号についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号は、農地法第4条の規定による許可申請についてであります。提案しております許可申請は、牛舎の建設に関するもの1件となります。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 菊地副主幹。

菊地副主幹 それでは、ご説明いたします。

8ページをお開き願います。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により下記農地の申請があったので、審議を求める。令和2年3月24日提出、岩泉町農業委員会長、合砂哲夫。

審議番号1、申請人の住所、氏名、※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※。土地の表示、所在地番、地目及び面積は、※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※。台帳地目、現況地目ともに畑、※※m²のうち※m²です。耕作の状況ですが、不耕作です。転用の事由は、牛舎建設のための永久転用となります。施設の内訳は、牛舎が※※m²、通路等が※m²の合計※※m²です。

なお、当該農地は農業振興地域内農用地であります。令和元年10月7日付の公告により、農用地区域の農業上の用途区分を畑から農業用施設用地に変更されております。

9ページをお開き願います。こちらは許可審査票です。1の申請人から4の転用目的までは審査票記載のとおりです。5の用地選定の可否ですが、申請地は農業振興地域内農用地であります。農用地区域内の農業上の用途区分を畑から農業用施設用地に変更されているため、基準上問題ないと判断しました。6の申請目的の確実性ですが、牛舎建設に係る費用について、JAの牛舎増設助成事業及び自己資金で賄う計画としております。JAの事業実施計画書及び預金の残高証明書が添付されており、計画に見合った資金の裏づけがあることから、目的実現の確実性はあると判断いたしました。

なお、現地確認は3月11日に早川農業委員と農地利用最適化推進委員の立花推進委員をお願いして実施しており、両者からは申請内容、事業計画は問題ないとのご意見を頂戴しております。

10ページには現況図、11ページには配置図、12ページには平面図をそれぞれ添付しております。

以上で議案第3号について説明を終わります。よろしくご説明いたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これから議案第3号を採決いたします。
議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第4号

議長 それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第4号についてご説明いたします。
議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。提案しております許可申請は、町の定住促進事業に係る宅地造成に関するもの1件となります。
詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 菊地副主幹。

菊地副主幹 それでは、ご説明いたします。
13ページをお開き願います。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により下記農地の申請があったので、審議を求める。
令和2年3月24日提出、岩泉町農業委員長、合砂哲夫。

審議番号1、申請人の住所、氏名、譲受人、※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※。譲渡人※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※、※※※※※※。土地の表示、所在地番、地目及び面積、※※※※※※※※※※※※の1筆です。台帳地目は畑で、面積は※※㎡です。耕作の状況は、不耕作です。転用の事由ですが、定住促進住宅用地造成のための永久転用です。契約の内容は、売買です。事業の内容ですが、当該農地及び隣接する宅地及び雑種地を一体的に町が取得し、定住促進を目的とした宅地造成をするもので、7区画の造成及び分譲を予定しております。施設の内訳は土地造成が※※※※㎡、道路部分が※※※㎡、緑地部分が※㎡の合計※※※㎡で、うち農地分が※※㎡となるものです。

14ページをお開きください。審議番号1の許可審査票です。1の申請人から4の転用目的は記載のとおりです。

5の用地選定の可否ですが、申請地は都市計画区域内にあり、第3種農地となります。第3種農地は、農業上の利用の確保の必要性が低いとして、原則農地転用は許可されることとなっております。

6の申請目的の確実性ですが、町が定住環境の整備促進を図るため、町民ニーズに合った良好な住宅用の宅地を供することを目的として計画しているものであり、既に町の基金を活用して土地を取得することについて、関係課間の調整がなされていること、令和2年度に既存建物を解体し、令和3年度に宅地造成を実施する旨の事業実施証明書が提出されていることから、目的実現の確実性はあると判断しました。

なお、現地確認は3月10日に農地利用最適化推進委員の佐々木喜道推進委員と小野寺則利推進委員にお願いして実施しており、両者からは申請内容、事業計画は問題ないとのことをご意見を頂戴しております。

15ページには現況図、16ページには配置図をそれぞれ添付しております。以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、三田地委員。

2番三田地委員 売買金額をお聞かせ願います。

議 長 菊地副主幹。

菊地副主幹 お答えいたします。

申請書に記載されております土地購入費としまして、※※※※※※円ということになっております。こちらは、農地の分だけではなくて隣接する宅地、雑種地も含めての金額となるようです。

以上でございます。

議 長 2番、三田地委員。

2番三田地委員 この中に、15ページ、※※※というのがあるのだが、これは町が考えている定住促進住宅を整備する中において、何となく環境上釣合いが取れないような感じがするのだが、町の考え方はこの白い部分はどのように地主と交渉しているのか、見通しについて。

議 長 菊地副主幹。

菊地副主幹 先ほど当該農地と宅地、雑種地を一体的に町が取得するというところで話ししたところですが、ここの※※※が宅地、建物が建っている部分、ここも※※※と一緒に町が取得します。取得するというところでお聞きしております。あと隣の※※※、ここが雑種地となっております、こちらも所有者は今回の※※※※※※様になっておりますので、この※※※、※※※、※※※、こちらを一体的に町が取得するというところでお聞きしております。建物についても、今既存の建物があるわけですが、こちらは令和2年度で補正予算措置の上、解体をする予定ということでお聞きしております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

から令和12年2月19日までの10年間です。借受人の農業経営の状況等につきましては、ここに附記のとおりです。

位置図は35ページに添付しております。

以上で審議番号1についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これから議案第6号の審議番号1を採決いたします。

議案第6号の審議番号1は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、審議番号1は原案のとおり決定いたしました。

ここで4番、武田委員の入室を認めます。

(4番武田委員復席)

議 長 4番、武田委員に報告します。

議案第6号の審議番号1については原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号、審議番号2から審議番号12を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 議案第6号の審議番号2から審議番号12についてご説明いたします。

提案しております利用配分計画案は賃借権に関するもの3件、使用貸借権に関するもの8件の合計11件となります。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 菊地副主幹。

菊地副主幹 それでは、ご説明いたします。

たかね、何か足りない、恐らくミスプリ。

菊地副主幹 大変失礼いたしました。

議 長 期間というのは4月28日から3月23日と、どうしてこうなのか。

菊地副主幹 機構の借入期間に合わせて、機構が議案第6号でしたか、第5号での賃借期間のところ例えば3月23日になっているので、撤退するときも3月23日でやることになります。

議 長 3番、工藤委員。

3番工藤委員 11番の例えば※※さんの場合でも貸したり借りたりというのは、これ更新になるのか、どういうわけでこんなやり方なのだから、ちょっと教えてもらいたい。

議 長 菊地副主幹。

菊地副主幹 お答えいたします。

国の地域集積協力金等の要件がありまして、面積要件等もあるので、自分の農地を一旦中間管理機構に貸しまして、そしてそこをまた自分が借り受けると、そういった部分も面積要件に該当になるため、とにかく中間管理機構を通じた貸し借りの面積を増やす目的で自分の農地も一旦貸して、それをまた借り受けるといような形も制度上認められるということで、より地域に集積の協力金を落とすために、面積を増やすためにそういった自分の農地も一旦中間管理機構に、県の農業公社に貸して、それをまた本人が借り受けるといようなことも制度上認められておりますので、とにかく面積を増やす目的でこういった部分が出ていると、こういうことになります。

議 長 3番、工藤委員。

3番工藤委員 面積だけなんだよね、使用貸借ということは。金目には全然関係ないわけ、補助金関係。

菊地副主幹 賃借料は、あくまでも貸し借りする貸手側と中間管理機構がまずどういった契約になるか、使用貸借になるか、賃借権になるか、それを受けて、その同じ内容で配分のほうで借りる方は同じ契約するわけですけども、国から来る協力金のほうはあくまでも面積要件だけなので、その使用貸借だろうが、賃借権だろうが、

そこは特に国から来る協力金のほかの算定には影響を及ぼさないというふうな感じになろうかと思います。

議 長 2番、三田地委員。

2番三田地委員 今回のこの配分計画で、いわゆる1番から十何番まであるのだが、継続と新規の割合はどんな具合になるのか、ほとんど継続なのかな、新しいのがあれば。

議 長 菊地副主幹。

菊地副主幹 ほとんどが新規です。

2番三田地委員 ※※さんはいかが。

4番武田委員 新規というか、貸し借りを始めた。俺の場合は、※※※さんが公社に貸して俺が借りると。

議 長 菊地副主幹。

菊地副主幹 今回の審議番号1から12で申し上げますと、審議番号1の※※※さんの分については新規ということで認識しております。このほか審議番号の9番が継続、一旦期間が切れて、それでまた再度新たに契約したというのが審議番号9、それ以外は今回は新規ということで。

議 長 6番、佐藤委員。

6番佐藤委員 今の説明で分かりました。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これから議案第6号の審議番号2から審議番号12を採決いたします。

議案第6号の審議番号2から審議番号12は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号の審議番号2から審議番号12は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第7号

議 長 次に、議案第7号 令和2年度農作業労働賃金標準額の設定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号は、令和2年度農作業労働賃金標準額の設定についてであります。提案しております農作業労働賃金標準額は、3月17日に開催されました岩泉町農業労働力調整協議会においてご検討いただいた案でございます。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 菊地副主幹。

菊地副主幹 それでは、ご説明いたします。

45ページをお開き願います。議案第7号 令和2年度農作業労働賃金標準額の設定について。農地法第52条の規定による令和2年度農作業労働賃金標準額を設定するため、議決を求める。令和2年3月24日提出、岩泉町農業委員長、合砂哲夫。

提案理由。農業雇用関係の改善と農業経営の持続的発展に資することを目的として、令和2年4月1日から適用する令和2年度農作業労働賃金標準額を設定しようとするものである。

令和2年度農作業労働賃金標準額の設定につきましては、本総会における審議の前段として、去る3月17日に岩泉町農業労働力調整協議会を開催し、岩手県農業会議から示された令和2年度農業労賃・農作業料金標準額設定参考資料及び宮古市、山田町、田野畑村の改定予定の状況、岩手県の最低賃金等を参考に検討を行い、人力の部は一部を除き引き上げ、機械の部は消費税抜きベースでは据置きしたものの、令和元年10月の消費税率改正を加味して増額することが望ましいとの結論になったものです。

それでは、協議会における検討結果を踏まえながら、提案内容につきましてご説明いたします。

46ページをお開き願います。初めに人力の部ですが、昨年10月4日に岩手県の最低賃金が790円に改正されたことを受けて、標準額が最低賃金を下回ることがないよう果樹の一部を除き、標準額はそれぞれ令和元年度の標準額から300円の増額とし、標準額と連動する超過時間給はそれぞれ40円から60円の増額をしようとするものでございます。なお、宮古管内の市町村も同様に最低賃金の増額に合わせて300円の引上げを行う予定とのことでございます。

次に、機械の部ですが、令和元年度の県内市町村の平均、岩手県農業会議の試算による対前年度の上昇率、近隣市町村の標準額、地域の実情等を考慮し、消費税抜きのベースでは前年度標準額を据え置くものの、令和元年10月の消費税改正を加味して税率アップ分を増額しようとするものです。宮古管内の市町村におきましても、消費税抜きベースでは前年度標準額を据え置く予定とのことでございます。

なお、本農作業労賃標準額につきましては、町の広報紙により周知を図るほか一覧表を事務局に備付けをして問合せ等に適宜対応していく予定としております。

以上で議案第7号について説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、議案第7号を採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和2年度農作業労働賃金標準額の設定については原案のとおり決定いたしました。

◎報告第1号

議長 次に、報告第1号 農業委員会事務局職員の任免について、事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号 農業委員会事務局職員の任免についてご説明いたします。

47ページをお開き願います。農業委員会事務局職員の任免について、岩泉町農業委員会規程第6条第1号の規定に基づき、下記のとおり令和2年3月24日付けで専決処分したから、同条第3号により報告する。令和2年3月24日提出、岩泉町農業委員会会長、合砂哲夫。

初めに、転出者でございますが、事務局長補佐の佐々木忠明が3月31日付けで併任を免ぜられます。併任解除後の所属は、引き続き農林水産課となります。

次に、事務局副主幹の菊地利明が3月31日付けで併任を免ぜられます。併任解除後の転出先は、税務出納課となります。

続きまして、転入者でございますが、現小本支所長の佐藤太一が主幹兼事務局長補佐として任命されるもので、農業委員会事務局の専任となります。

次に、現農林水産課畜産振興室長の八重樫泰長が事務局副主幹として任命されるものです。農業委員会事務局の専任となります。

以上で報告第1号 農業委員会事務局職員の任免につきましてご説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。本件は人事案件となりますが、あえて質疑ございましたら。

(なしの声)

議長 それでは、報告第1号 農業委員会事務局職員の任免についてを終わります。これで本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

◎その他

議長 次に、その他であります。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 事務局からですが、次回の総会日程は4月21日の火曜日、午前10時から分庁舎の第1会議室で開催を予定しております。よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議 長 委員の皆様からは何かございませんか。

(なしの声)

議 長 なければ、以上で終わります。

◎閉 会

議 長 それでは、第33回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前11時00分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月24日

岩泉町農業委員会長

署名委員 1番

署名委員 2番